



人権フォーラム2024 in 合志市

人権フォーラムは、本市で毎年2月に開催しているハンセン病問題啓発行事です。ハンセン病や新型コロナウイルス感染症などに関連して発生した差別や偏見が、誰にでも起こりうる“自分ごと”であると皆が認識し、共に学び共に考える場とすることで、全ての人が生きやすい社会づくりに貢献することを目的としています。

- ▶**とき** 2月3日(土)
 - 午前9時30分 開場
 - 10時 市長 開会あいさつ
 - 10時10分 沢知恵さん 弾き語りコンサート
 - 正午 閉会
- ▶**ところ** 御代志市民センター 講堂
- ▶**入場料** 無料(申込不要)
 - 未就学児入場不可、託児あり
 - ※託児は1月25日(木)までに人権啓発教育課へ申し込んでください
- ▶**同時開催**
 - 菊池恵楓園絵画クラブ金陽会 作品パネル展

～ハンセン病を生きた人のうた～

沢知恵 ピアノ弾き語りコンサート



元入所者の詩に沢さんがメロディーを付けたオリジナルソングや、彼女ならではのトークを通してハンセン病問題を知り、学ぶ場です。併せて、菊池恵楓園入所者絵画クラブ金陽会の作品パネル展示を行ないます。音楽や絵画という芸術的切り口を通して、ハンセン病問題を理屈や言葉だけでなく、心で理解するフォーラムです。

沢知恵さん
 平成3年、東京藝術大学在学中に歌手デビュー。最新アルバム『花はどこへ行った』を含め29枚のアルバムを発表。第40回日本レコード大賞アジア音楽賞受賞。ハンセン病療養所、災害被災地、少年院などで精力的に活動している。

主催 合志市、合志市教育委員会、合志市人権教育推進協議会

この行事は、厚生労働省の委託で社会福祉法人ふれあい福祉協会が実施している『ハンセン病対策促進事業』の助成を受けて実施します。

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎096-248-2399



地域の人権相談パートナー 人権よもやま話



人権擁護委員 岩根 浩さん

昨年の10月から人権擁護委員を務めています。

私は県内の小学校に37年間、県外の大学に5年間勤務しました。小学校では、豊かな人間性を養うために、国語力の習得を通して、互いに学び合う児童の育成に取り組み、大学では国語教育を核に、保育士や幼・小の教員養成に携わってきました。その中で、多くのことを学び教えるもりました。

それは、相手の立場に立って話を聴き、自分のこととして受け止める態度です。相手が何を欲しているのか。夢の実現のために自分ができることは何か。授業や諸活動を通して児童や学生の変容・成長を見るたびに、自分なりに貢献できる喜びや幸せを実感しました。



●問い合わせ先
人権啓発教育課
啓発教育班
☎096(248)2399

います。また、無関心・決めつけ・思い込みなどといった状況を招き「人としていかに生きていくのか」という根源的な問いを投げかけています。改めて、私たち一人ひとりに「伝え合うこと」の大切さが求められており、誤った知識や情報、偏見などにとらわれることなく、正しく見て、正しく知って、正しく考えていくことが重要になっていきます。

国連事務次長の中満泉さんは、課題を解決するためには「①勇氣②多様性を尊重してさまざまな視点を理解し共通項を探し出す力③常に謙遜の心を持って脆弱な立場の人に心を寄せ、解決の手助けができる力」が重要であると述べています。(出典 令和5年8月24日熊本日日新聞)

私は、この記事に接し、以下の3点①人権問題の起こる背景を正しく理解すること②人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動につなげていくこと③「我以外皆師也」の心ばえを忘れず、日々学び続けること、を大切にし、周りに安心と幸せを与えられる人権擁護活動に努めていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

会場の雰囲気飲まれ契約した健康食品

相談事例1
友人から誘われ安い値段で日用品や食品を売っている会場に行った。初めは日替わりの商品を購入していたが、何日か通ううちに周りの人たちが高額な健康食品を購入している。私も周りの雰囲気飲まれ購入してしまっ。その後も勧められるままに購入していたが、経済的に厳しくなった。未使用分は返品できないか。

相談事例2
(80代 女性)
高齢の母が「ハイハイ学校」に毎日のように通い、高額な健康食品を購入している。注意すると「誰にも迷惑をかけていない」と聞く耳を持たない。やめさせる方法はないか。

解説
閉め切った会場に人を集め、日用品など配り雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者

に商品を契約させる手口を「催眠商法(SF商法)」「ハイハイ学校」と言います。

何度も通い続けると、販売員との信頼関係ができあがり、トラブルにあっていくことすら気づかない高齢者もいます。

契約をしたら
訪問販売に該当する場合、書面を交付されてから8日間クーリング・オフができます。また、日常生活に必要な量を著しく超える商品を購入した場合には契約の取り消しを申し出ることもできます。事業者によっては独自の返品ルールを設けている場合もあります。

トラブルにあわないために
無料などの商品を目的に会場に入りしないようにしましょう。本当に必要な商品なのか考えましょう。健康食品を購入するときは、かかりつけの医師に相談しましょう。

困ったことがあったときは消費生活センターへ相談しましょう。



▲消費生活センター